

第1回 新居浜市都市計画マスタープラン策定委員会

○日時 令和2年2月3日(月) 15時から16時30分

○場所 市役所 6階 議員全員協議会室

○出席委員

愛媛大学大学院 理工学研究課 教授 吉井 稔雄
新居浜市社会福祉協議会 常務理事 白石 亘
新居浜市女性連合協議会 監査 伊藤 優子
にいほま環境市民会議 会長 太田 初
新居浜商工会議所 常議員 白石 誠一
四国旅客鉄道株式会社 愛媛企画部長 窪 仁志【代理出席】武田 輝大
住友金属鉱山株式会社 別子事務所 総務担当課長 松長 隆志
新居浜市農業委員会 会長 藤田 幸正
愛媛県建築士会 新居浜支部 理事 政石 信行
愛媛県宅地建物取引業協会 新居浜市部 常任理事 菅 公逸
愛媛県東予地方局建設部 建設企画課長 岡野 準
新居浜市 副市長 寺田 政則
新居浜市 企画部長 鴻上 浩宣
新居浜市 環境部長 小山 京次
新居浜市 経済部長 赤尾 禎司
新居浜市 建設部長 高須賀 健二

○欠席委員

新居浜工業高等専門学校 教授 吉川 貴士
新居浜市連合自治会 理事 三並 保
公益社団法人 新居浜青年会議所 副理事長 伊藤 誠
新居浜市PTA 連合会 監事 永易 泰蔵

○傍聴者 5名

【事務局】

それでは、定刻がまいりましたので、ただ今から、第1回新居浜市都市計画マスタープラン策定委員会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私、新居浜市都市計画マスタープラン策定委員会の事務局を担当いたします、都市計画課長の神野でございます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、本日の委員会の終了時刻は、16時30分を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議につきましては、新居浜市審議会等の公開に関する要綱の第3条に基づき、原則として公開とさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、配布させていただきました、資料の確認をさせていただきます。

○次第

○委員名簿

○新居浜市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

○資料1 新居浜市都市計画マスタープラン策定委員会 現状と課題

以上でございます。不足等はありませんか。

それでは、お配りの式次第に沿って、会議を進めさせていただきたいと思っております。

まずはじめに、開会にあたりまして、新居浜市石川市長よりご挨拶申し上げます。

【市長】

改めまして、皆様、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、新居浜市都市計画マスタープラン策定委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。策定委員の皆様には、平素より本市の都市計画事業に対しまして、多大なるご理解とご協力を賜り、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、本市の都市計画に関する基本的な方針である新居浜市都市計画マスタープランは、まちづくりの具体性ある将来ビジョンとこれを実現化するための土地利用、都市施設及び市街地開発事業等の方針や計画

について、市民の意見を反映して、市が主体となって定めるものでございます。現在の新居浜市都市計画マスタープランは、愛媛県が策定いたしております新居浜市区域マスタープランにおいて、災害に強いまちづくりの見直しに伴う内容を踏まえ、第5次長期総合計画との整合を図りながら、平成28年3月に改訂をいたしました。また、平成31年4月には、新居浜市立地適正化計画を公表し、人口の減少と少子高齢化が進む中、今後も持続可能なまちとなるよう、コンパクトなまちづくりへの取組が進められていくことが求められております。このような状況を踏まえまして、本市の都市将来像やまちづくりの方向性に関しまして、皆様からご意見をいただき、将来のまちづくりに向け、検討して参りたいと考えておりますので、どうか忌憚のない、活発なご意見を賜りますようお願いいたします。

終わりになりますが、本日ご参加の皆様の、ご健勝ご多幸を心から祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。皆様方におかれましては、ここで大変申し訳ございませんが、石川市長は、この後公務のため、退席させていただきます。何卒、ご了承のほど、よろしく願いいたします。

—市長退席—

それでは、事務局より、本日ご出席いただいております委員の皆様を、本日お配りしております委員名簿の順に、ご紹介させていただきます。まず、最初に、愛媛大学大学院 教授 吉井 稔雄委員さんでございます。

続きまして、新居浜工業高等専門学校 教授 吉川 貴士委員さんでございます、吉川委員さんにつきましては、所用のため欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、新居浜市社会福祉協議会 常務理事 白石 亘)委員さんでございます。

続きまして、新居浜市連合自治会 理事 三並 保委員さんでございます。

す。三並委員さんにつきましても、所用のため欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、公益社団法人 新居浜青年会議所 副理事長 伊藤 誠委員さんです。伊藤誠委員さんにつきましても、所用のため欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、新居浜市女性連合協議会 監査 伊藤 優子委員さんでございます。

続きまして、新居浜市 PTA 連合会 監事 永易 泰蔵委員さんでございます。永易委員さんにつきましても、所用のため欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、にいはま環境市民会議 会長 太田 初委員さんでございます。

続きまして、新居浜商工会議所 常議員 白石 誠一委員さんでございます。

続きまして、四国旅客鉄道株式会社 愛媛企画部長 窪 仁志委員さんです。窪委員さんにおかれましては、所用のため欠席されておりますが、代理として、愛媛企画部副部長の武田 輝大様が、代理で出席していただいております。

続きまして、住友金属鉱山株式会社 別子事業所 総務担当課長 松長 隆志委員さんでございます。

続きまして、新居浜市農業委員会 会長 藤田 幸正委員さんでございます。

続きまして、愛媛県建築士会 新居浜支部 理事 政石 信行委員さんでございます。

続きまして、愛媛県宅地建物取引業協会 新居浜支部 常任理事 菅 公逸委員さんでございます。

続きまして、愛媛県東予地方局建設部 建設企画課長 岡野 準委員さんでございます。

続きまして、新居浜市副市長 寺田 政則委員さんでございます。

続きまして、新居浜市企画部長 鴻上 浩宣委員さんでございます。

続きまして、新居浜市環境部長 小山 京次委員さんでございます。

続きまして、新居浜市経済部長 赤尾 禎司)委員さんでございます。
続きまして。新居浜市建設部長 高須賀 健二委員さんでございます。
続きまして、事務局の紹介させていただきます。

改めまして、都市計画課長の 神野でございます。私の左手の方から、
都市計画課技幹の鳥嶋でございます。副課長町田でございます。係長三並
でございます。受付の方におります副課長神田でございます。主任帆谷で
ございます。それから、当業務のお手伝いしていただいております、パシフ
ィックコンサルタンツの方々です。

皆様方におかれましては、今後ともよろしく願いたします。

それでは、会議を進めさせていただきます。まず、出席の確認をさせて
いただきたいと思います。本日、20名の委員さんの内、半数以上である、
16名の委員さんにご出席いただいておりますので、新居浜市都市計画マ
スタープラン策定委員会設置要綱第5条第2項の規定により、本委員会
が成立いたしますことをご報告申し上げます。

続きまして、要綱に基づきまして、委員長及び委員長代理を選出して
頂きたいと思えます。先ほど、お配りしております委員会設置要綱の第4
条第1項において、本会の委員長におきましては、委員の互選により定め
ることとなっております。

どなたか、委員長の推薦をお願いいたします。

【高須賀委員】 事務局案があれば、お示しをいただけますか。

【事務局】 はい、承知をいたしました。ただ今、高須賀委員さんより、「事務局案は
ありませんか」とのご意見をいただきましたが、皆さんいかがでしょうか。

【委員】 異議なし。

【事務局】 ありがとうございます。皆様方からご賛同いただきましたので、事務局案
と致しましては、学識経験を有しており、今日まで、都市計画に関して研究
され、大変精通されている吉井委員さんに委員長をお願いしたいと考えて
おりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

- 【委員】 異議なし。
- 【事務局】 ありがとうございます。吉井委員さん、委員長への推薦がありました、いかがでしょうか？
- 【吉井委員】 はい、僭越ではございますが、お引き受けさせていただきます。
- 【事務局】 ありがとうございます。それでは、吉井委員さんに委員長をお願いしたいと思います。吉井委員さんには、委員長席へお移りいただきたいと存じます。
- 続きまして、委員長代理の選出でございますが、こちらにつきましても当委員会設置要綱第4条第3項の規定によりまして、委員長が指名することとなっておりますので、吉井委員長さんに、委員長代理のご氏名をしていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。
- 【吉井委員長】 それでは、本日、欠席されておられますが、前回の見直しの際にも委員を務めていただきました新居浜工業高等専門学校 教授の吉川委員さんをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。
- 【委員】 異議なし。
- 【事務局】 皆様、ありがとうございます。先ほど、吉井委員委員長様からもご紹介いただきましたように、ご指名をいただきました吉川委員さんは、本日欠席されておりますので、事務局にて後日、吉川委員さんに委員長代理の確認をさせていただきたいと思っております。皆様、ご了承をよろしく願いいたします。
- それではこれで、委員長が選出されましたので、吉井委員長に就任のごあいさつをお願いいたしたいと存じます。吉井委員長さん、よろしく願いいたします。
- 【吉井委員長】 はい、愛媛大学の吉井でございます。僭越ではございますが、ご指名い

ただきましたので、委員長を務めさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。この都市計画マスタープランですが、ご存じの方が多いと思いますけれども、今後の新居浜市の進路、将来のあるべき姿を決める重要な指針となりますので、非常に大事なものであると認識しております。この会は、マスタープランを良いものにしようということで、皆さんには、ご要望ですとか様々なコメントなどご忌憚のない意見をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。それでは、新居浜市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱第4条第2項の規定によりまして、会の総理は、委員長が務めることとなっておりますので、この後の議事進行は吉井委員長さんをお願いしたいと思います。吉井委員長さん、よろしく願いいたします。

【吉井委員長】

それでは、議事に沿って進めて参ります。まず今回の新居浜市都市計画マスタープラン策定について説明をお願いします。

【事務局】

それでは、新居浜市都市計画マスタープラン策定について説明させていただきます。まず初めに、都市計画マスタープラン 現状と課題の1ページ目をご覧ください。都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定されておりますように、上位計画でございます市町の建設に関する基本構想でございます長期総合計画や愛媛県が策定しております広域的な見地から都市計画の方針を定めました区域マスタープランに即した市町の都市計画に関する基本的な方針を定めたものでございます。これは、本市の都市計画に関する上位計画でございますので、土地利用、都市施設の整備、市街地整備等の都市計画を実施する際には、このマスタープランに位置づけておく必要がございます。

続きまして、都市計画マスタープランの位置付けについてでございます。2ページ目をご覧ください。都市計画マスタープランは、本市の上位計画でございます、長期総合計画、新居浜都市計画区域マスタープランに即したものでありまして、平成31年4月に公表いたしました新居浜市立地

適正化計画と調和を図る必要もございます。都市計画マスタープランでは、まちづくりにおける将来像を示し、整備の方針について指針を示すことにより、都市計画の具体的な施策について事業を行うこととなります。計画の策定に当たりましては、事務局と庁内作業連絡会が意思統一をいたしまして作成しました素案について、策定委員の皆様にご提案し、検討、修正、助言をして、策定案についてご審議いただく事となります。

続きまして、3ページの計画の対象範囲と計画期間、計画の全体構想についてでございます。新居浜市の都市計画区域面積は、100.04km²でございますが、まちづくりに関しましては、広域的、総合的な都市づくりを進める事が重要でございますので、行政区域全体であります、234.46km²といたしております。次に計画期間につきましては、現計画が令和2年度まででございますので、長期的な将来像を見据えるため、令和3年度から令和22年度までの概ね20年間といたしております。

続きまして、策定いたします都市計画マスタープランの内容構成といたしまして5つございます。第1章 都市計画マスタープランは 第2章 新居浜市の現状と課題 第3章 全体構想 第4章 地域別構想 第5章 実現に向けての取組 でございます。このうち、策定委員会で審議していただく内容といたしましては、今回は、新居浜市の現状と課題になります。皆様から新居浜市の課題をご提案いただきまして、その内容を反映いたしましたことを、第2回の全体構想に盛り込んで行きたいと考えております。今後の予定といたしましては、策定委員会を今回を含めまして4回の開催を予定しております。なお、第2回策定委員会は、令和2年5月頃を予定しておりますので、ご出席をよろしくお願いいたします。

続きまして、新居浜市の現状と課題について説明させていただきます。4ページ以降を順にご覧ください。先ほどもご説明させていただきましたように、都市計画マスタープランは、新居浜市の上位計画であります長期総合計画に即したものでございますが、現在長期総合計画も令和2年度を目途に策定中でございますので、都市計画マスタープランにもその内容を反映させていきたいと考えております。7ページにございます新居浜市立地適正化計画ですが、平成31年4月に公表いたしまして、人口減少や少子高齢化社会の進行に対応するため、居住誘導区域跡市機能誘導区

域を設定いたしまして、その区域へ集約していこうとする計画でございます。立地適正化計画は、都市計画マスタープランの高度化版という事でございますので、今回の都市計画マスタープランに調和を図る必要がございます。

続きまして、コンパクトプラスネットワークという事で、公共交通機関を利用した持続可能なまちづくりを形成するという事で、新居浜市地域公共交通網形成計画も平成30年3月に策定しております。

続きまして、新居浜市公共施設再編計画でございます。こちら平成30年9月に策定しておりまして、平成30年度から令和39年度までの40年間を目標年次として計画をしております。新居浜市では、数々の公共施設が立て替えや再編の時期に来ておりますので、こちらにつきましても、マスタープランに位置づけていかななくてはならないと考えております。

続きまして、上位計画であります新居浜都市計画区域マスタープランですが、平成28年5月に策定をしております。目標年次につきましては、概ね20年でございます。まちづくりの方針といたしましては、JR新居浜駅周辺を都市拠点とした集約都市構造を実現するための秩序ある土地利用の形成、集約型都市構造を実現するための都市施設整備、都市拠点の玄関口としてのJR新居浜駅周辺の市街地整備等良好な環境を形成する市街地開発事業等の検討・整備推進、燧灘、国領川、丘陵地等、固有の自然や文化などと調和した創造的なまちづくりの推進等々、駅周辺のまちづくりの方針について記載されております。また、災害に強いまちづくりの推進が新たに盛り込まれておりますので、こちら引き続きマスタープランへ反映させて行きます。

続きまして10ページをご覧ください。新居浜市の現況と課題につきましては、7項目ございます。1. 自然的・文化的特性、2. 人口世帯の動向、3. 産業動向、4. 交通体系、5. 土地利用、6. 都市整備の状況、7. 災害について、現況と課題をまとめております。それでは、順にご説明いたします。現状といたしまして、平成30年度以降の平気的な気温は、17.1度で県下の海岸地域と大差なく、生活に適した気温となっております。また、銅山開坑により、四国屈指の工業都市に発展したという歴史的背景がございます。市内には、国、県、市、指定による文化財も多く点在しております。

す。その本市の特性を活かしました観光・レクリエーション地を形成しているものもございます。全国的にも有名となっております新居浜太鼓祭りや、冬に大島で開催されます、とうどおくりなど、四季の応じた行事が開催されております。大きな変遷といたしましては、別子の開坑以来、住友関連企業を中心に、四国屈指の工業都市として発展を遂まして、平成15年に別子山村を編入して、現在の新居浜市域に至りました。

続きまして、人口・世帯の動向について、ご説明いたします。2)ー1の人口減少につきましては、国勢調査からですが、昭和55年をピークに減少傾向が続いております。直近の5年間であります、平成22年から平成27年の間では、1.5%減となっており、平成27年度現在では、119,903人となっております。

【吉井委員長】

2)ー2といたしまして、自然増減は、現象数が次第に大きくなっております。社会増減につきまして減少が続いておりますが、平成28年度以降が若干減少数が小さくなっております。このため人口動態は、平成24年以降、若干変動があるものの、毎年700から1000人の減少傾向が見られます。

【事務局】

2)ー3年少人口・生産年齢人口の減少、老年人口の増加について、3階級別年齢構成は、年少人口と生産年齢人口はいずれも減少しております。平成27年度の構成比は、年少人口が13.2%、生産年齢人口が55.6%になっておりまして、これらは出生率の低下による年少人口の減少と転出等による生産年齢層の減少によるものと思われるもので、特に年少人口の減少が顕著にあらわれております。一方で、老年人口の増加は著しく、平成27年度の構成比は30.6%となっております。

2)ー4核家族化による世帯数の増加でございます。世帯数は、核家族化を反映して増加しておりまして、平成27年には50,563世帯となっており、世帯当たりの人員は、約2.37人まで減少しております。

2)ー5就業人口における第1次・第2次産業の減少について、平成27年の本市に常住する就業者数は、54,878人でありまして、就業者数の割合は第1次産業が1.4%、第2次産業が30.8%、第3次産業が62.3%となっており、近年の就業者数の推移を見ますと、第1次産業、第2次産業が減少し、第3次産業が平成7年以降で横ばい若しくは減少傾

向を示している事がわかります。

2)ー6従業者数の流入超過につきましては、平成 17 年以降、流出が概ね横ばいの中で、流入が増加しておりまして、平成 17 年以降は、流入超過となっております。平成 27 年には、流出及び流入先にはともに西条市が最も多く、次いで、四国中央市となっております。

2)ー7 年間観光客数は、近年増加傾向にございまして、平成 28 年には250万人を越えております。そのうち県外客比率は、30%で横ばい、宿泊客比率は、近年微減傾向にございまして、平成 28 年で8.9%という事で、県内客主体、日帰り主体の観光入り込み状況となっております。

次に産業動向についてご説明いたします。3)ー1市内の事業所数、従業者数は、若干の変動がありものの、事業所数、従業者数とも概ね横ばいか、減少傾向にございます。

3)ー2農家戸数、販売農家数につきましては、農家戸数が一貫して減少しておりまして、特に兼業農家の減少が大きく見られ、平成 12 年以降は、兼業農家が減少傾向に、また、専業農家は微減傾向にあります。平成 27 年の専業農家は約15%、兼業農家は約19%となっております。

3)ー3 製造業の従業者数と製造品出荷額等の伸び悩みという事で、製造業は、若干の変動はあるものの、平成 25 年以降は事業所数が概ね横ばい、従業者数が横ばいか微減傾向にございます。また、平成 27 年ののは、製造品出荷額等が微減に転じましたが、平成 24 年以降は概ね増加傾向にございます。

3)ー4 工業用地の必要性といたしまして、これまで整備いたしました工業用地は、平成 31 年度にすべて完売いたしまして、企業の事業拡大及び企業誘致による産業活性化のためには、新たな工業用地の確保が必要となります。全市的な観点から工業拠点整備の必要性と適地性について検討した結果、工業地整備にかかる新規需要は、年で約2,3ヘクタールと想定され、工業拠点整備について計画的活適切な整備が望まれていることが、平成 24 年 3 月の新居浜市新規土地利用検討業務の中で示されております。

3)ー5 商業につきましては、商店数、従業者数、年間販売額ともに、平成 14 年以降、概ね減少傾向にありましたが、平成 28 年には増加に転

じております。

続きまして交通体系でございます。4)ー1 新居浜市を東西に横断する松山自動車道、国道 11 号、壬生川新居浜野田線、これらを接続するように南北に縦断する新居浜角野線、新居浜別子山線が基幹道路となっております。これらを補完するように、新居浜港線、新居浜東港線等が通っています。また、国道 11 号バイパスが順次整備されております。

4)ー2 市内鉄道駅の乗降人数は、禁煙、人口減少が続く中で概ね横ばい傾向となっております。駅別に見ますと、市内の鉄道乗降客数の約 91%を JR 新居浜駅が占めておりまして、JR 中菰駅と JR 多喜浜駅は、約 4, 5%という結果となっております。また、新居浜港の船舶乗降人員は、平成 26 年以降減少傾向でございます。路線バスの状況でございますが、新居浜駅から市役所前、東町、西原までの間と、十全総合病院からイオンモール新居浜、住友別子病院前までの区間では、一日当たり、往復 100 便程度のバスが運行されておりますが、黒島線、広瀬・多喜浜線、周桑・メインとピア別子線の運行頻度は、比較的低い運行となっております。路線バスの利用者数の推移では、平成 24 年以降ほぼ横ばいとなっております。また、公共交通機関がない別子山地域は、新居浜市街地を結ぶ別子山地域バスが運行しております。デマンドタクシーにつきましては、路線バスのサービス圏域に入らない地域である上部西、上部東、川東エリアをカバーするように、月曜日から金曜日までは一日 8 便、土曜日は一日 5 便で運行しておりまして、平成 23 年 1 月に試験運行を開始し、平成 26 年 10 月からは本格運行を実施しております。なお、デマンドタクシーの利用者数は、試験運行開始から平成 28 年度にかけて、急激に増加をしている状態でございます。

続きまして(5)土地利用についてご説明いたします。5)ー1 都市計画区域の土地利用につきましては、平成 30 年度の都市計画基礎調査から、山林が 43. 1%、農地が 11. 7%の 52. 8%が自然的土地利用となっております。なお、宅地は約 26. 2%、その他の都市的土地利用は、15. 5%でございます。

5)ー2 用地地域の土地利用につきましては、宅地などの都市的土地利用が 89. 4%でございます。また、農地につきましては、180. 8ヘクタ-

ル存在しまして、用途地域面積の7.2%を占めております。平成12年から30年の間の宅地の面積増減率は、用途地域内が10.2%増に対し、用途地域外は17.8%と高くなっております。

5)ー3農地転用面積につきましては、平成28年から29年度におきまして、用途地域内で増加し、用途地域外では減少しております。転用用途につきましては、用途地域では住宅が60%、工業は19%でございますが、用途地域外では、住宅42%に対し、工業が32%と工業も多くなっております。

5)ー4新築動向につきましては、年度によってかなり変動しておりますが、用途地域外では概ね安定した活動が行われております。新築用途といたしましては、用途地域外では全体の61%を住宅が占めておりますが、用途地域内では、工業が67%、住宅23%と、大規模な工業立地が変動量に影響している者と想定されます。

5)ー5 市域の北部に指定される都市計画区域は、市域の約43%を占めておりまして、用途地域と用途白地地域で有ります特定用途制限地域に区分されております。市役所東部には、農業振興地域の指定により、用途地域に囲まれて用途白地地域が島状に残っております。農地では、農業振興地域及び農用地の指定、森林等においては保安林や自然環境保全域など、土地利用に応じた期成がなされております。

5)ー6 人口集中地区は、用途地域外に拡大していきましたが、面積は平成7年以降横ばいとなり、市の総人口が減少傾向にある中で、人口集中地区の人口比率も約73%前後で横ばいであり、一貫して微減の傾向となっております。

(6)都市整備の状況についてでございます。6)ー1新居浜駅北側につきましては、新居浜駅前土地区画整理事業といたしまして、27.8ヘクタールが平成29年度に完了いたしました。しかしながら、駅南側につきましては、鉄軌道に分断されており、北側との一体性も低く、駅周辺の優れた立地性を活かさない状況でありますので、本市の南側の玄関口として、賑わいの創出と駅南北の一体化を図った拠点づくりを目指し、基盤が整った面的な市街地整備と魅力ある都市機能の導入等に向けたまちづくりの方針が検討されているところでございます。

6)ー2 都市計画道路につきましては、28 路線ございますが、総延長104キロメートルのうち、約59キロメートルが整備済みでありまして、整備率は57.6%でございます。幹線道路の整備につきましては、進んでおりますが、市街地南部の路線につきましては未整備区間が多く、整備が進んでいない状況です。

6)ー3 本市の都市計画公園につきましては、大きなものとして、滝の宮公園、山根公園、国領川緑地などが整備されております。都市計画公園は19箇所計画されており、総面積135.22ヘクタールのうち、95.8ヘクタールが整備済みでありまして、整備率は70.8%となっております。

6)ー4 公共下水道の整備につきましては、普及状況といたしまして、平成29年4月現在で人口普及率が約62.3%で愛媛県11市9町の平均54.6%は上回っていますが、全国平均の79.3%を大きく下回っている状況でございます。

(7) 本市の災害区域の指定状況につきましては、津波浸水の恐れがある箇所といたしまして、瀬戸内海沿岸の部の大部分が指定されております。また、市南部に活断層が横断しておりまして、市街地、山間部との境界で広く土砂災害警戒区域が指定されております。また、台風や豪雨などの浸水箇所として、国領川浸水想定区域が指定されております。

以上が、本市の現状でございます。それらをまとめまして、まちづくりの主要課題を大きく3つにまとめさせていただきました。3-1多核型都市拠点を活かした賑わい強化、3-2若者・子育て世代から高齢者まで安心して住み続けたいまちづくり、3-3地域資源を活かした新居浜らしさの創造と、多様な交流の活性化としてまとめていきました。

まず3-1といたしまして、それらを2つに分けました。一つ目として都市拠点における都市機能の強化でございます。効果効率的なまちづくりの観点から、立地適正化課計画に基づき、都市拠点等の既存の都市機能集積を活かし、市民等の賑わい活動の強化に資する都市機能の立地を加速化いたしまして、都市拠点の利用促進と民間投資の活性化に繋げていく必要がございます。次に、各都市拠点においては、将来の人口減少に伴いまして、増加が懸念されます空き家・空き地等の増大に伴う定住環境の荒廃化、いわゆるスポンジ化につながらないように、空き家・空き地等の

有効活用や公共施設の再編や公有地の有効活用との連携を図りつつ、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。次に新居浜駅南口周辺など、都市機能誘導区域といたしまして、都市拠点が整った一体的な市街地整備の誘導が望まれる地区でございますので、新居浜駅周辺の拠点機能の強化に資する都市機能の強化が望まれます。次に各都市拠点の活性化に向けては、中心市街地を含む各拠点間の回遊・滞留性が高まるように、各地域の資源を活かした特色ある賑わい機能の導入や、拠点地区内の歩きたくなるまちづくり等を進め、相乗効果の高い集客拠点形成を進めていく必要があります。

2 番目の都市拠点を利用し易い交通環境の充実としましては、各都市拠点につきましては、持続的な賑わいが確保出来るように、高齢者や若者等の車を利用しない層や、都市拠点から離れた居住者も含めて、幅広い市民が都市拠点を利用し易い交通環境の充実を図っていく必要があります。また、都市拠点への公共交通網への維持・充実や、都市拠点内のバリアフリーやユニバーサルデザインに留意いたしました交通環境の充実、歩行者や自転車利用者に優しい道路空間づくり等が望まれております。

次に、3-2でございまして、都市拠点等の周辺におけるまちなか居住の魅力強化といたしまして、効率的効果的なまちづくりの観点から、都市拠点等の周辺地区において、都市機能等が集積し、公共交通の利用が便利に利点に共感する市民等のまちなか居住が促進され、地区内の人口密度の維持増進が図られるような、居住地としての魅力強化を図っていく必要があります。特に、将来の人口構造の改善にむけて、定着や流入が望まれる若者・子育て世代にとって、安心できる子育て環境や、生活利便サービスの充実とともに、都市機能や公共交通の利便性に魅力を感じる高齢者が安心して住み続けられる場づくりに繋げていく方向が望まれます。また、将来の生産年齢人口の減少に伴う担い手不足や長寿社会等を踏まえ、多様な担い手の社会参画や生きがい活動のニーズ増大が想定され、新居浜にゆかりのある人も含めまして、生きがい活動や交流・コミュニティのある生涯活躍出来る環境づくりや、健康増進に資するまちづくりも望まれます。次に、自然・田園と調和した郊外等の定住環境の

維持といたしまして、本市は、用途地域未指定の白地地域や都市計画区域外の面積も広く、郊外等に多くの人が住んでいる事から、郊外等の自然・田園環境等を活かしつつ、地域住民のコミュニティの維持が図られるような環境づくりを図っていく必要がございます。3 番目といたしまして、減災まちづくりでございます。大規模な地震や異常気象に伴う風水害など、防災への市民意識の高まりに対しまして、並行策定予定の国土強靱化計画を連携しつつ、災害被害を最小限に抑える強靱化対策や備え等を図りまして、安全・安心に暮らし続けられる環境づくりを図っていく必要がございます。最後に3-3といたしまして、ものづくり産業等を活かした起業や元氣創造の支援でございます。四国屈指の工業都市として発展してきた特性や、広域交通基盤周辺等の工業導入適地等を活かし、新たな産業機能の立地促進を図るとともに、若者等の多様な雇用機会の創出のため、既存のものづくり産業等と連携した暮らしの便利を高める起業や創造的な活動の場づくりが望まれます。次に、近代産業遺産等を活かした良好な景観創造と観光交流振興でございます。市内には、近代産業遺産ほか、様々な特色ある歴史・文化・自然等の地域資源を有しており、しない観光資源を楽しむ滞留・回遊性の高い環境づくりを進めまして、観光交流人口の拡大による地域経済の活性化に繋げていく方向が望まれます。また、各地域の地域資源は、新居浜市らしい良好な景観資源でもあり、後世に守ってくための景観規制や新たな創造等を積極的に進めていく方向が望まれます。次に地球環境に配慮した持続可能なまちづくりといたしまして、地球温暖化対策につながる環境負荷の低い低炭素まちづくりの取組や、SDGsに即した取組等を進めて行く必要がございます。最後に、住民主体の愛着とコミュニティあふれるまちづくりといたしまして、効果的効率的なまちづくりや、市民自身の満足度の高いまちづくりを進め、定住促進に繋げていくためには、身近な地域の定住魅力を高める住民衆多のまちづくりが有効でございまして、住民主体のまちづくり活動の活性化を図る取組強化が望まれます。以上で、現状と課題について説明させていただきました。

【吉井委員長】

はい、ただいま説明をしていただきました、都市計画マスタープランの位置づけについてお話があった後で、新居浜市の現状と課題について概説

していただきました。2 ページ目に図がありますが、都市計画マスタープランを一言でいうと、土地利用のあり方を決める、というふうにお考えください。もう少し具体的に言いますと、都市計画に関連する都市施設である、道路、公共施設をどういった所に建設するかという事を決めるところが一つですし、或いは、公共交通や上下水道などの公共サービスの適切な提供を実現するために定めるものとなります。といった視点で、先ほどの説明に関しまして、何かご提案またはコメント等ございましたらよろしく願いいたします。

【政石委員】

はい、まず説明を聞きまして、色々夢物語的な事があるというのが第一点です。第6次長期総合計画に即してという事で計画されていると思いますが、これまでの計画の中で、あかがねミュージアムができたり、ドーム新居浜があったりとか、現在は市役所の隣に防災センターが建設されていたりしてます。この計画の中で謳われてなかったのですが、新居浜市は完全に車社会だと思います。今日来られた方で、公共交通機関を利用して来られた方、いらっしゃいますか。恐らく、新居浜市に在住の方であれば、車で来ているはずなんです。一人一台というのがすべてではないかと。今後は、海外も含めて自動運転が入ってきたりとかする中で、車をどうするのか、市役所に駐車場は何台あるのか、あかがねミュージアムが出来たときに話を伺ったが、駅があるから人が来るでしょ、という設計者の意見があったんですが、新居浜在住の人で、18歳までに電車に乗った回数っていうのは、片手以内の人がほとんどだと思われれます。まずは車でどう動くのかまたどう停めるのか、というところを、歩くまちづくりや歩きやすいまちづくりというのであれば、目的地までを車で来て停めれるように、また高齢者の方であれば、公共交通機関の充実なりを、現状の車を乗っているという事を大前提に考えるべきではないですか。例えばあかがねであれば、250人入れるホールがあって40台ほどの駐車場では足りない。さらに駅を中心というが、市民の方で駅を基準に考えている方はほとんどいない。中心といえば、ここ市役所だと思います。周辺には、消防署や文化センター、飲食店街もある。中心として考いくその位置がずれている、というのが正直な感想です。

【吉井委員長】 はい、道路中心にということで、駐車場に関しては都市計画として弱いと思います。都市計画駐車場というのがありますが、基本的には事業所任せになっているので、今後考えていくべきではなきかなと思います。

【政石委員】 そこを盛り込んでいかないと、市の中心的な施設を考えるととか、防災を考えるとといったときにどこに行けば車が止められるかという事です。例えばイオンモールでは毎日大勢の人が来ているが、店があるからではなくて、車が止めれるから行くんです。地域の商店に行かないのは車が止められないからなんです。という、根本的な話を抜きに都市計画を考えることは出来ないと思います。例えば、無料の駐車場が市役所に 2000 台ほどあれば、市役所に駐車して、歩いてどこかに行こうという判断も出来ると思われるが、現状では、利用者用の駐車場の数も足りていない。あかがねに至っては、何かイベントがあると、第 2 駐車場から歩いてこなければならぬ。歩くのであれば、基から無料の駐車場を提供する事も考えないと。人が動くのではなく、車が動くというのを前提に考えないと、都市計画や道路を考える以前の、スキームとして車を考えるべきかなと思います。

【吉井委員長】 はい、都市計画道路の考え方の中に、駐車スペースも検討していただけるようにと思います。

【事務局】 都市計画道路につきましては、都市計画マスタープランと並行作業で見直しをしている所でございます。本市は車乗利用が多いところでございますので、駐車場につきましてもまちづくりの形成のなかで検討して参りたいと思います。

【白石委員】 先ほど現状と課題を聞かせていただきまして、向こう 20 年間を見据えた土地利用ということで、今現在、新居浜市には、空き地とか空き家等の問題が混在していると思われます。道路整備や様々な安心安全の優先順位で都市基盤の整備をしていただくなかで、県内でも良い方の 2 位か 3 位の人口減少ですが、その人口減少に勝ち得る、若者が定住していただける優先順位を基本ベースに入れていただければと思います。先ほどの現

状と課題の中では枠が広いので、人口減少に向けた施策という事で、安全安心の日本一子どもを育てやすいまちづくりですとか、インパクとのあるまちづくりを、ぜひマスタープランに盛り込んでいただきたいと思います。

【事務局】

白石委員さん、貴重なご提案ありがとうございます。先ほど、政石委員さんからもございましたように、これから新居浜市も持続可能なコンパクトプラスネットワークというまちづくりを、ちょうど第6次長期総合計画にむけた作業も並行して進めておりますけれども、それらとも整合をとりながら、貴重なご意見として反映させていただきたいと思います。

【菅委員】

昨日、西条市が日本一住みやすい田舎という事で気になるんですが、新居浜の場合は工業用地の不足が激しく、宅建協会に工業用地の案内を依頼されても、案内できる工業用地が一つも無い状態なんです。工業都市といっても、全く工業用地が無い。特に物流関係が大変多くなってきたんですが薦められるところが無いんです。それで、どこでしょうかと考えた場合、用途地域になるんですがそれに当たるところには道路がない地区ばかりなので、用途地域の見直しをはっきりしないと、たち遅れていくと思います。用途地域をもう一度見直して6m程度の道路があるような所に工業用地ができるように、用途地域の見直しを行うようにしないとダメだと思います。それと、まち中に農振地域があり、2種第3種以外の農地が多く、農地転用が出来ない地区がまちなかに多いので、それをどうにかしないと。用途地域、農振地域の見直しはしないとだめだと思います。それと、空き家問題です。空き家問題で移住促進というのは実際には無理なので、住宅確保要配慮者の方、外国人の方も含めた生活弱者の方に移住というか居住をしてもらわないと、空き家問題は解決していかないと思います。なので、住宅確保要配慮者の方がどの程度いるのかわかりませんが、外国人の技能実習生もどのくらいいるのかを現状つかんでもらって、その人たちが空き家バンクとのセットとなるとと思いますので、そちらもお願いしたいと思います。さらに新居浜にはホテルが無い状態です。で、どこに泊まるのかというと、西条市や四国中央市まで行かないと、宿泊場所も無い状態です。で、今現在、ホテルも増やしていったらと思うんですが、新居浜の

場合はホテルの立地が他と違って、あるべき所以外にホテルが立地して
ますので、人が集まりますホテルの立地条件も考えて行ってもらいたいと
思います。それと新居浜駅の問題です。新居浜駅が年間150万人の動
態人口が有り、一日当たりでは4千人です。イオン新居浜も多いですけれ
ども、4千人の方が動いている地区は無いので、そこを活かさない手はな
いと思います。そこで新居浜駅の場合問題となるのが、貨物駅です。貨物
駅があつたらどうしても、南側は開発出来ないと思います。なので、貨物駅
の移転をどうするのかをはっきりと考えて、貨物ではなく一般乗降客だけ
の駅にしないと、恐らく南側の発展も望めないと思いますのでその辺も願い
たいと思います。また来年からは5Gになりますが、通信を預かるところが
どこになるのかがわからないので、恐らく行政が主導となってやっていく
べきだと思いますので、その辺の事も今後の世の中を考えたら必要になっ
てくるのでお願いしたいと思います。また、分散化エネルギーに即したまちづ
くり、環境も配慮したまちづくりをしていかないと。その辺の分析もして、農
地転用をどこにしたということ、さらに、農地転用のしたところは太陽光が多
いと思われませんが、そうすることが悪いというのでは無く、自然と共存してい
く形の進め方もあると思いますので、その辺も考慮してまちづくりをしてい
かないといけないと思います。

【吉井委員長】

はい、いくつかご指摘をいただきましたが、大きなところで言いますと、ま
ず、外国人に関してどう考えていくのかということですが。都市計画の方
向性としては、外から人を呼んでくるという事は、非常に大事な施策ではあ
ると思うんですけれども、外国人について既に考えがあるのか、それともこ
れから考えていくのか、いずれにしても触れておいた方がいいと思います。

【事務局】

はい、菅委員さんからは大変たくさんのご提言、ご意見をいただきまして
ありがとうございました。先ほど、吉井委員長さんからもありましたように、都
市計画の枠を越えるような事もあるかと思っておりますので、今後は、まちづ
くりのなかで、インバウンド等も考えていかないといけないのかと思いま
す。またその当たりにつきましては、委員の皆様と話し合いながら、計画中に反
映出来るものにつきましては、反映していきたいと考えております。吉井委

員長さんから冒頭お話のありましたように、都市計画マスタープランは、こういった土地利用をするかということにかかって参ります。島状に残された農振農用地の問題や工業用地確保の問題、それら実施するためにはアクセス道路の整備やライフラインの整備が必要となって参ります。本市の用途地域は不整形になっております。これからの人口減少、持続可能なまちづくりを進めて行く中では、この農振農用地の関係や不整形な用途地域について、より良い方向に持って行くことが必要と考えております。その中で、コンパクトプラスネットワークのまちづくり、それから、平成16年に線引き廃止をいたしました後に、市内全域に土地利用の均衡化がなされましたが、依然として開発の抑制は止まっておりません。郊外へのにじみ出しが続いております。そのようなことで、今後本当に持続可能で、人口密度の高いまちづくりをしていかないといけないと思っております。また、5G への高度情報化につきましても、長期総合計画と整合を図りながら検討をして参りたいと思っております。

【吉井委員長】

はい、用途地域あるいは駅南の地域、また宿泊地等々に関しては、マスタープランというより、都市計画を実施していくところで検討すべき内容であると思っておりますが、ここでは先ほどご指摘のありました、通信施設やエネルギーについて、新居浜市としてどう考えて行くのかを固めていただければと思います。また、産業の振興について、用途地域の見直しや都市計画道路の建設については、優先順位をつけて早く実現していくのが良いかと思っております。

【太田委員】

はい、都市計画を考える中で、3-2の若者・子育て世代から高齢者まで安心して住み続けたいというまちづくりで、まちづくりをしていく中で、このまちが好きか嫌いかによって、このまちがどういう形になっていくかという事だと思っておりますよ。若者とか子育て世代が今から少なくなっていく中で、当然、重要になる項目の一つに挙げられるんですけど、若い人たちや子育て世代が、新居浜に住んでくれるかどうかという考え方の中で、スマートシティという言葉も出てきましたが、子育てするお母さん方が、安心して住んでいる所からベビーカーを押しながら、買い物に行けたり何かを出来るまち

づくりをしていかないといけないのではないかと思うんです。そういった中、現状ではマンションも色々出来ているんですが、どこが安心して住めるのかと言われれば、そういった場所は、ほとんど無いという現状だと思うんです。先ほども駅南の開発について言われましたが、現在マンションが建築されていますが、あの場所が生活しやすいとは思わないんです。JRさんの貨物もあるし、JAさんの倉庫もある。で、マンションを中心として何を造っていかなくてはならないかという事を考えていかないといけない。駅南の開発も、若い世代が何を期待しているかという事を考えて進めてもらいたいのと、道路については東西の交通については進みやすくなっているが、長田の交差点や東城の交差点等は、朝夕のラッシュ時は大変雑しているので、南北の幹線道路についても考えていかないと、住みやすいまちづくりにならないと感じるのが一点、防災に関しては、この間の南予のような災害があった際には、交通が麻痺してしまいます。なぜなら廃棄物を持って行く場所が無い。災害が起こると廃棄物が出るが、置く場所が無いため自宅等の前に置きます。すると、車が通れなくなって、最後にはゴミが片付けられない。新居浜には、これといって持つてく場所も無いので、スムーズに進んでいかない状態になると思います。そういったことも考えてまちづくりをしていかないといけないと思います。

【事務局】

太田委員さん、貴重なご意見ありがとうございます。駅周辺、特に駅南につきましては、駅前の整備が終わってから随分経ちますが、駅周辺の南北一体的な利用の促進につきまして、皆様に理解をしていただきたいと思っております。それから今回の都市マスタープランの中でも、災害に強いまちづくりという事で、是非反映をしていきたいと思っております。また、災害によって人的被害ゼロ、また避難地の確保等につきましても、反映していきたいと思っております。

南北の交通につきましては、新居浜市では、国・県に事業化の要望をしておりますので、その中で積極的に進めていきたいと考えております。

【吉井委員長】

若者を優先する施策というのは、非常に大事だと思います。ぜひ、20代、30代のご意見を取り入れるという事をしていただきたいと思っております。

れから、若者に来ていただくためには、道路ネットワークの充実あるいは公共交通サービスの充実という事を考えるという事でしたが、歩いて暮らせるまちづくりというのも大事だと思いますので、その様な観点も是非取り入れていただきたいと思います。

【伊藤優委員】 私も良く若者に言われますのは、遊ぶ場所がないという事をよく言われますので、そういったことも取り組んでいただければと思います。

【事務局】 はい、伊藤委員さんありがとうございました。日本全国で人口減少が進んでおりますが、なるべく新居浜市の人口が減らないようなまちづくり、そして、つぎの世代が本当に新居浜に住んで良かったと思えるようなまちづくりを進めていきたいと思っております。またそういった計画を、都市計画マスタープランの中で位置づけていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【吉井委員長】 はい、時間の方があまり無くなってきましたが、未だご発言していない委員さんよろしいでしょうか。では、また何かご意見等ございましたら、事務局までお知らせください。今回は5月という事で、全体構想に取りかかると思いますが、今日の貴重なご意見がたくさんございましたので、取り込んでいただければと思います。

それでは、これでこの会を閉じさせていただきます。貴重なご意見をたくさんありがとうございました。では事務局に進行をお返しします。

【事務局】 はい、本日は大変お世話になりました。本日頂きましたご意見は、第2回の策定委員会に向けて準備をさせていただきます。先ほどご案内させていただきましたように、今回は5月を予定しております。皆様方からいただきました、貴重なご意見を踏まえまして、土地利用の全体構想、都市施設の整備方針等について案を作成して参りたいと思っております。また、この後も皆様から忌憚のないご意見を頂戴出来ればと思います。本日は、お忙しい中、誠にありがとうございました。吉井委員長さん、ありがとうございました。それでは時間も参りましたので、本日の第1回会議を終了させていただきます。